

投資信託説明書
(交付目論見書)※

使用開始日 2024.10.25



ベイリー・ギフォード世界長期成長株ファンド
〈愛称:ロイヤル・マイル〉

ベイリー・ギフォード世界長期成長株ファンド
(予想分配金提示型)
〈愛称:ロイヤル・マイル〉

「ベイリー・ギフォード世界長期成長株ファンド」は、NISAの成長投資枠の対象です。
※販売会社により取扱いが異なる場合があります。くわしくは、販売会社にご確認ください。

※ご注意ください。

本冊子は、上記各ファンドの投資信託説明書(交付目論見書)を取りまとめたものです。投資信託説明書(交付目論見書)の内容はそれぞれ異なりますので、ご購入に際しては、ご購入対象となるファンドをご確認の上、当該ファンドの投資信託説明書(交付目論見書)をお読みください。

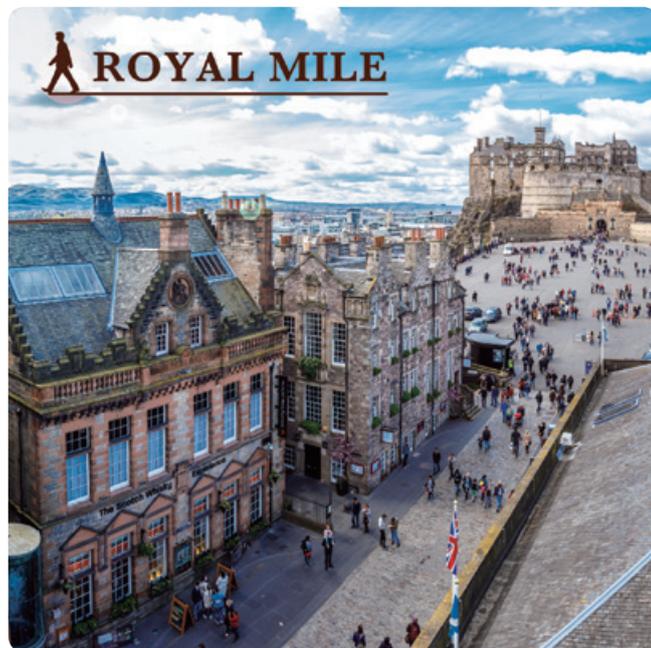


ROYAL MILE



投資信託説明書 (交付目論見書)

使用開始日 2024.10.25



ベイリー・ギフォード世界長期成長株ファンド (愛称:ロイヤル・マイル)

追加型投信／内外／株式

ファンドは、NISAの成長投資枠の対象です。
※販売会社により取扱いが異なる場合があります。くわしくは、販売会社にご確認ください。

※ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

| 商品分類 | | | 属性区分 | | | | |
|---------|--------|-------------------|--------|------|------------------|--------------|-------|
| 単位型・追加型 | 投資対象地域 | 投資対象資産 (収益の源泉) | 投資対象資産 | 決算頻度 | 投資対象地域 | 投資形態 | 為替ヘッジ |
| 追加型 | 内外 | 株式 | その他資産 | 年1回 | グローバル (日本を含む) | ファンド・オブ・ファンズ | なし |

※属性区分の「投資対象資産」に記載されている「その他資産」とは、投資信託証券(株式 一般)です。
※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。
※商品分類および属性区分の内容については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)でご覧いただけます。

- 本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。
- ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は、委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードできます。
- 本書には、約款の主な内容が含まれていますが、約款の全文は請求目論見書に掲載されています。
- ファンドの商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき事前に受益者の意向を確認します。
- ファンドの財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されています。
- 請求目論見書は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。(請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようお願いいたします。)

この目論見書により行う「ベイリー・ギフォード世界長期成長株ファンド」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2024年4月24日に関東財務局長に提出しており、2024年4月25日に効力が生じております。

委託会社:三菱UFJアセットマネジメント株式会社

ファンドの運用の指図等を行います。

金融商品取引業者:関東財務局長(金商)第404号

設立年月日:1985年8月1日

資本金:20億円

運用投資信託財産の合計純資産総額

37兆6,593億円 (2024年7月31日現在)

ホームページアドレス

<https://www.am.mufg.jp/>

お客さま専用フリーダイヤル

0120-151034 (受付時間:営業日の9:00~17:00)

受託会社:三菱UFJ信託銀行株式会社

ファンドの財産の保管・管理等を行います。

10年先を見据えた長期投資を、100年以上にわたり続けてきました

—伝統ある「長期投資へのアプローチ」を
スコットランド・エディンバラからお届けします—

投資の世界では、
短期的な株価変動などに対して投資家の関心が高まることがあります。

しかし、そのような短期志向は結果として、
長い目で見れば有利であったはずの投資機会を逃してしまう場合があります。

一方で、企業の長期的な成長を捉えることに主眼を置く長期投資家も数多く存在します。
その中の運用会社のひとつである「ベイリー・ギフォード社」を皆さまはご存じでしょうか。

1908年、同社はスコットランド・エディンバラで創業して以来、
100年以上にわたり「長期投資の哲学」に基づき、
グローバル株式投資において運用実績を積み上げるとともに、
各国の年金基金などの機関投資家から資産運用を任されてきました。

—「長期の視点で高い成長が期待される銘柄を辛抱強く保有する」—
そのような信念を持ち続けてきた同社の運用戦略を活用する投資信託を
皆さまにお届けいたします。

2018年12月

三菱UFJアセットマネジメント

ファンドの目的・特色

ファンドの目的

日本を含む世界各国(新興国を含みます。以下同じ。)の株式等を実質的な主要投資対象とし、主として中長期的な値上がり益の獲得をめざします。

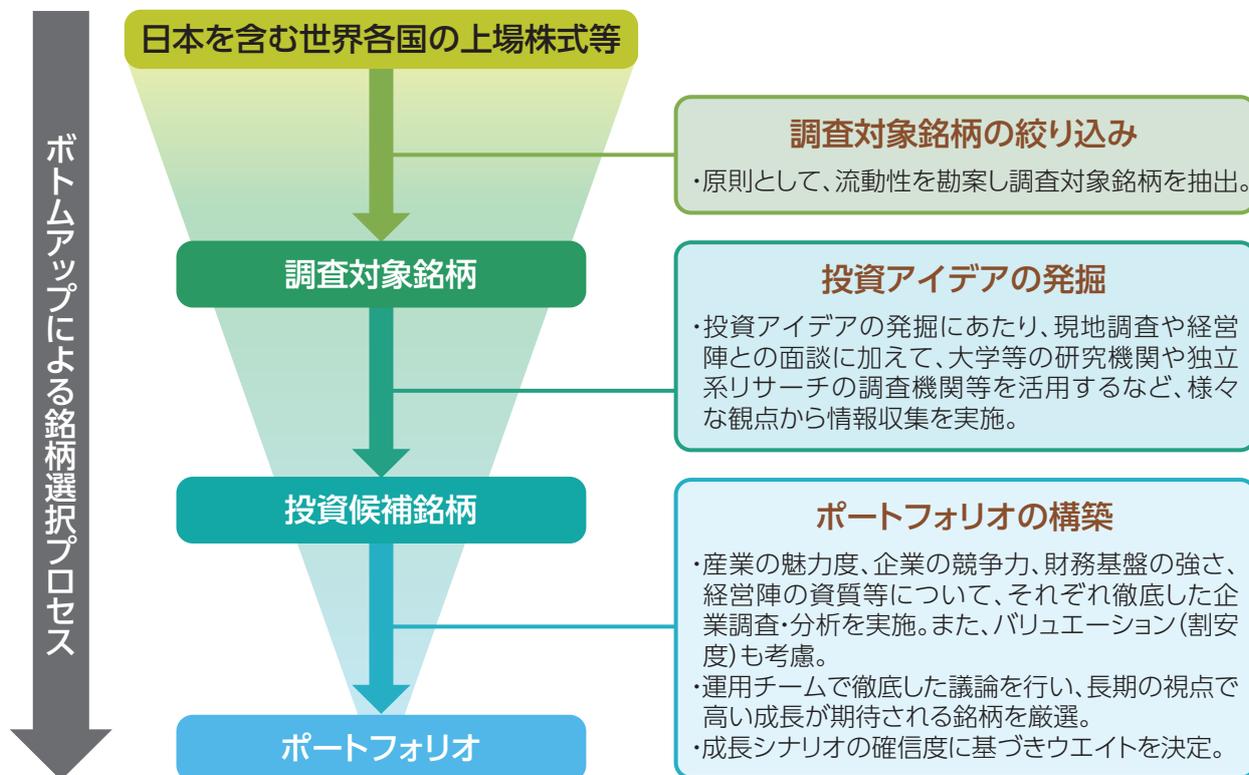
ファンドの特色

特色

1 長期の視点で成長が期待される世界各国の株式等に投資を行います。

- 外国投資法人であるベイリー・ギフォード・ワールドワイド・ロング・ターム・グローバル・グロース・ファンドの円建外国投資証券への投資を通じて、主として日本を含む世界各国の株式等(DR(預託証券)を含みます。以下同じ。)に投資を行います。また、マネー・マーケット・マザーファンドへの投資も行います。
 - DR(預託証券)とは、ある国の企業の株式を当該国外の市場で流通させるため、現地法に従い発行した代替証券です。株式と同様に金融商品取引所等で取引されます。
- 投資にあたっては、国や地域、業種、時価総額に捉われずに、個別企業に対する独自の調査に基づき、長期の視点で高い成長が期待される企業の株式等に厳選して投資を行います。

外国投資法人の運用プロセス



! 上記は銘柄選定の視点を示したものであり、すべてを網羅するものではありません。また、実際にファンドで投資する銘柄の将来の運用成果等を示唆・保証するものではありません。上記プロセスは、今後変更されることがあります。

👉 委託会社に関する「運用担当者に係る事項」については、委託会社のホームページでご覧いただけます。
(https://www.am.mufg.jp/investment_policy/fm.html)

【出所】ベイリー・ギフォード・オーバーシーズ・リミテッドの情報に基づき三菱UFJアセットマネジメント作成

特色

2

外国投資法人の運用は、ベイリー・ギフォード・オーバーシーズ・リミテッドが行います。

- ベイリー・ギフォード・オーバーシーズ・リミテッドは、英国の独立系運用会社であるベイリー・ギフォード&カンパニーの100%子会社であり、英国外のお客様に対して資産運用・助言サービスを提供するための会社です。
- ベイリー・ギフォード&カンパニーは1908年に創業の100年以上にわたる株式運用経験を有する資産運用会社です。

Baillie Gifford™

特色

3

原則として、為替ヘッジは行いません。

- 原則として為替ヘッジを行いませんので、為替相場の変動による影響を受けます。

特色

4

年1回の決算時(1月25日(休業日の場合は翌営業日))に分配金額を決定します。

- 分配金額は委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。

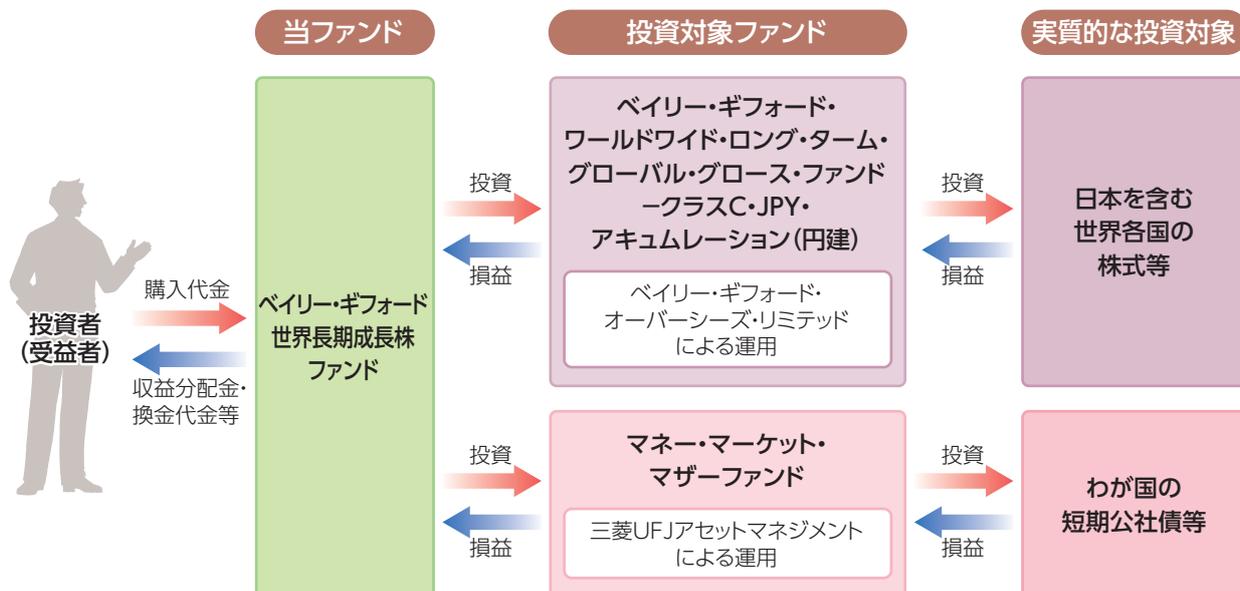
分配金額の決定にあたっては、信託財産の成長を優先し、原則として分配を抑制する方針とします。(基準価額水準や市況動向等により変更する場合があります。)

将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

■ファンドの仕組み

ファンド・オブ・ファンズ方式により運用を行います。

・ファンド・オブ・ファンズ方式とは、株式や債券などに直接投資するのではなく、複数の他の投資信託証券に投資するしくみです。



■主な投資制限

| | |
|------------|--|
| 株式への投資 | 株式への直接投資は行いません。 |
| 投資信託証券への投資 | 投資信託証券への投資割合に制限を設けません。 |
| 外貨建資産への投資 | 外貨建資産への直接投資は行いません。 |
| デリバティブ | デリバティブ取引は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを減じる目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。(投資信託証券を通じて行う場合を含みます。) |

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

追加的記載事項

■投資対象とする投資信託証券の概要

| ベイリー・ギフォード・ワールドワイド・ロング・ターム・グローバル・グロース・ファンド ークラスC・JPY・アキュムレーション | |
|---|---|
| 形態 | アイルランド籍・外国投資法人 |
| 投資運用会社 | ベイリー・ギフォード・オーバーシーズ・リミテッド |
| 投資態度 | ・日本を含む世界各国(新興国を含みます。)の株式等(DR(預託証券)を含みます。以下同じ。)への投資を通じて、長期的な信託財産の成長をめざします。 |
| 主な投資対象 | 日本を含む世界各国の株式等 |
| 主な投資制限 | ・同一の発行体が発行する株式等への投資比率は、原則として純資産総額の10%以内とします。 ・新興国の株式等への投資額は、合計して純資産総額の50%以内とします。 ・ロシアの金融商品取引所に上場されている株式等へは投資を行いません。また、他国の金融商品取引所に上場されているロシアの株式等についても投資を行いません。 |
| 運用管理費用 (信託報酬) | 純資産総額の年率0.055%以内(管理等にかかる費用) |
| その他の費用・ 手数料 | 税金、法律関係の費用、監査費用、有価証券等の売買に係る手数料、設立費用、保管費用、借入金・立替金の利息等がかかる場合があります。 |
| 購入時手数料 | ありません。 |
| 信託財産留保額 | ありません。 |
| 設定日 | 2019年2月1日 |
| 決算日 | 毎年9月30日 |
| 収益分配方針 | 原則として分配を行わない方針です。 |

❗ 当該投資信託証券には、上記費用のほか、委託会社報酬から投資運用会社に支払われる報酬があります。詳細については、後掲「ファンドの費用」をご参照ください。

マネー・マーケット・マザーファンド

| | |
|------|----------------------------------|
| 投資態度 | わが国の短期公社債等を中心に投資し、利子等収益の確保を図ります。 |
|------|----------------------------------|



投資リスク

■基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。

したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。

ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。

価格変動 リスク

主要投資対象とする投資信託証券への投資を通じて、実質的に組み入れる株式の価格変動の影響を受けます。
株式の価格は、株式市場全体の動向のほか、発行企業の業績や業績に対する市場の見通しなどの影響を受けて変動します。組入株式の価格の下落は、基準価額の下落要因となります。

為替変動 リスク

主要投資対象とする投資信託証券への投資を通じて、実質的に外貨建資産に投資を行います。
実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いませんので、為替変動の影響を受けます。

信用リスク

株式の発行企業の経営、財務状況が悪化したり、市場においてその懸念が高まった場合には、株式の価格が下落すること、配当金が減額あるいは支払いが停止されること、倒産等によりその価値がなくなること等があります。

流動性 リスク

株式を売買しようとする際に、その株式の取引量が十分でない場合や規制等により取引が制限されている場合には、売買が成立しなかったり、十分な数量の売買が出来なかったり、ファンドの売買自体によって市場価格が動き、結果として不利な価格での取引となる場合があります。

カントリー・ リスク

ファンドは、新興国の株式に実質的な投資を行うことがあります。新興国への投資は、投資対象国におけるクーデターや重大な政治体制の変更、資産凍結を含む重大な規制の導入、政府のデフォルト等の発生による影響などを受けることにより、先進国への投資を行う場合に比べて、価格変動・為替変動・信用・流動性の各リスクが大きくなる可能性があります。

上記は主なリスクであり、これらに限定されるものではありません。



投資リスク

■その他の留意点

- ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
- ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受け付けが中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。
- 収益分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益の水準を示すものではありません。収益分配は、計算期間に生じた収益を超えて行われる場合があります。投資者の購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的な元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。収益分配金の支払いは、信託財産から行われます。したがって純資産総額の減少、基準価額の下落要因となります。

■リスクの管理体制

委託会社では、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲内で運用を行うとともに運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行い、ファンド管理委員会およびリスク管理委員会においてそれらの状況の報告を行うほか、必要に応じて改善策を検討しています。また、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策を策定し流動性リスクの評価と管理プロセスの検証などを行います。リスク管理委員会は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

<投資対象ファンド(国内投資信託を除く)の信用リスク管理方法>

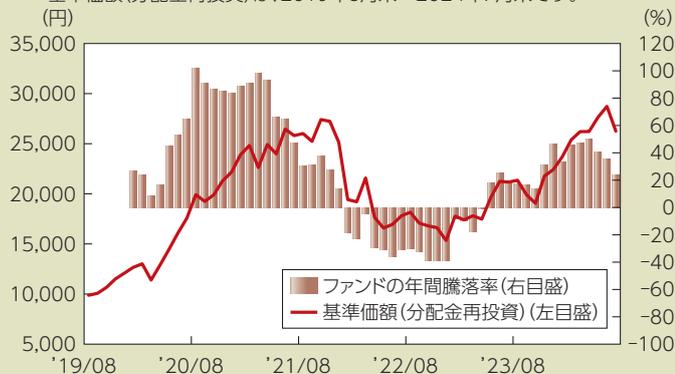
投資対象ファンドの管理会社および投資運用会社は、投資対象ファンドにおいて、欧州委員会が制定した指令(UCITS指令)に定めるリスク管理方法に基づき信用リスクを管理します。

■代表的な資産クラスとの騰落率の比較等

下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

● ファンドの年間騰落率および基準価額(分配金再投資)の推移

ファンドの年間騰落率は、2020年1月～2024年7月です。
基準価額(分配金再投資)は、2019年8月末～2024年7月末です。



● ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

(2019年8月末～2024年7月末)

ファンドの年間騰落率は、2020年1月～2024年7月です。



- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものと計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

代表的な資産クラスの指数について

| 資産クラス | 指数名 | 注記等 |
|-------|-------------------------------|--|
| 日本株 | 東証株価指数(TOPIX) (配当込み) | 東証株価指数(TOPIX)(配当込み)とは、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、浮動株ベースの時価総額加重方式により算出される株価指数です。TOPIXの指数値及びTOPIXに係る標準又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」という。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利・ノウハウ及びTOPIXに係る標準又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。 |
| 先進国株 | MSCIコクサイ・インデックス (配当込み) | MSCIコクサイ・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。また、MSCIコクサイ・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。 |
| 新興国株 | MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み) | MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。また、MSCIエマージング・マーケット・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。 |
| 日本国債 | NOMURA-BPI(国債) | NOMURA-BPI(国債)とは、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が発表しているわが国の代表的な国債パフォーマンスインデックスで、NOMURA-BPI(総合)のサブインデックスです。当該指数の知的財産権およびその他一切の権利は同社に帰属します。なお、同社は、当該指数の正確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証するものではなく、当該指数を用いて運用されるファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。 |
| 先進国債 | FTSE世界国債インデックス (除く日本) | FTSE世界国債インデックス(除く日本)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。 |
| 新興国債 | JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド | JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイドとは、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが算出し公表している指数で、現地通貨建てのエマージング債市場の代表的なインデックスです。現地通貨建てのエマージング債のうち、投資規制の有無や、発行規模等を考慮して選ばれた銘柄により構成されています。当該指数の著作権はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。 |

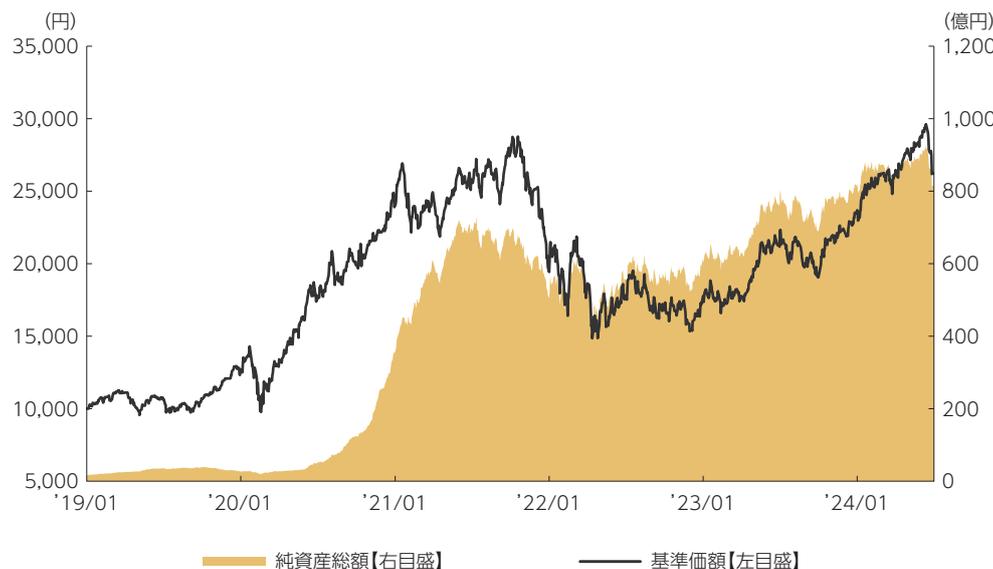
(注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しています。



運用実績

2024年7月31日現在

■基準価額・純資産の推移 2019年1月31日(設定日)～2024年7月31日



■基準価額・純資産

| | |
|-------|---------|
| 基準価額 | 26,249円 |
| 純資産総額 | 814.5億円 |

●純資産総額は表示桁未満切捨て

■分配の推移

| | |
|---------|----|
| 2024年1月 | 0円 |
| 2023年1月 | 0円 |
| 2022年1月 | 0円 |
| 2021年1月 | 0円 |
| 2020年1月 | 0円 |
| 設定来累計 | 0円 |

●分配金は1万口当たり、税引前

- 基準価額は10,000を起点として表示
- 基準価額は運用報酬(信託報酬)控除後です。

■主要な資産の状況

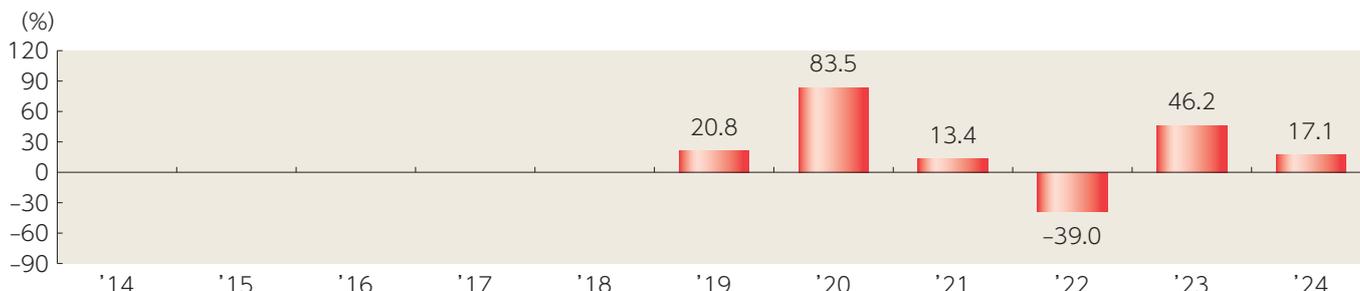
| 資産構成 | 比率 |
|--|--------|
| ベイリー・ギフォード・ワールドワイド ロング・ターム・グローバル・グロース・ファンド -クラスC・JPY・アキュムレーション | 98.7% |
| マネー・マーケット・マザーファンド | 0.0% |
| コールローン他 (負債控除後) | 1.3% |
| 合計 | 100.0% |

| 組入上位銘柄 | 国・地域 | 業種 | 比率 |
|-------------------------------|------|----------------|------|
| 1 NVIDIA CORP | アメリカ | 情報技術 | 7.3% |
| 2 AMAZON.COM INC | アメリカ | 一般消費財・サービス | 7.0% |
| 3 ASML HOLDING NV | オランダ | 情報技術 | 5.0% |
| 4 PDD HOLDINGS INC | 中国 | 一般消費財・サービス | 4.3% |
| 5 INTUITIVE SURGICAL INC | アメリカ | ヘルスケア | 3.9% |
| 6 TRADE DESK INC/THE -CLASS A | アメリカ | コミュニケーション・サービス | 3.5% |
| 7 NETFLIX INC | アメリカ | コミュニケーション・サービス | 3.3% |
| 8 MEITUAN-CLASS B | 中国 | 一般消費財・サービス | 3.1% |
| 9 CLOUDFLARE INC - CLASS A | アメリカ | 情報技術 | 3.1% |
| 10 MODERNA INC | アメリカ | ヘルスケア | 2.9% |

- 比率はファンドの純資産総額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)
- コールローン他には未収・未払項目が含まれるため、マイナスとなる場合があります。

- 比率は実質的な投資を行う投資信託証券の純資産総額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)
- ベイリー・ギフォード・オーバーシーズ・リミテッドの資料に基づき作成しています。
- 外国株式の業種は、GICS(世界産業分類基準)によるもの。Global Industry Classification Standard("GICS")は、MSCI Inc.とS&Pが開発した業種分類です。GICSに関する知的財産所有権はMSCI Inc.およびS&Pに帰属します。

■年間収益率の推移



- 収益率は基準価額で計算
- 2019年は設定日から年末までの、2024年は年初から7月31日までの収益率を表示
- ファンドにベンチマークはありません。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。
運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。



手続・手数料等

■お申込みメモ

| | | |
|--|------|--|
|  購入時 | 購入単位 | 販売会社が定める単位 販売会社にご確認ください。 |
| | 購入価額 | 購入申込受付日の翌々営業日の基準価額 ※基準価額は1万口当たりで表示されます。基準価額は委託会社の照会先でご確認ください。 |
| | 購入代金 | 販売会社が指定する期日までにお支払いください。 |

| | | |
|--|------|--|
|  換金時 | 換金単位 | 販売会社が定める単位 販売会社にご確認ください。 |
| | 換金価額 | 換金申込受付日の翌々営業日の基準価額 |
| | 換金代金 | 原則として、換金申込受付日から起算して7営業日目から販売会社においてお支払いします。 |

| | | |
|--|-------------------|---|
|  申込について | 申込不可日 | 次のいずれかに該当する日には、購入・換金はできません。 ・ニューヨーク証券取引所の休業日およびその前後の営業日 ・ダブリンの銀行の休業日およびその前営業日 |
| | 申込締切時間 | 原則として、午後3時までに販売会社が受付けたものを当日の申込分とします。 ※ただし、2024年11月5日以降は、以下の通りとなります。 原則として、午後3時30分までに販売会社が受付けたものを当日の申込分とします。 なお、販売会社によっては異なる場合があります。 |
| | 購入の申込期間 | 2024年4月25日から2025年4月25日まで ※申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新される予定です。 |
| | 換金制限 | ファンドの資金管理を円滑に行うため、大口の換金のお申込みに制限を設ける場合があります。 |
| | 購入・換金申込受付の中止及び取消し | 金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情(投資対象証券の取得・換金の制限、投資対象国・地域における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等)による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等)があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止すること、およびすでに受付けた購入・換金のお申込みの受付を取消すことがあります。 また、下記の信託金の限度額に達しない場合でも、ファンドの運用規模・運用効率等を勘案し、市況動向や資金流入の動向等に応じて、購入のお申込みの受付を中止することがあります。 |

| | | |
|--|---|---|
|  その他 | 信託期間 | 無期限(2019年1月31日設定) |
| | 繰上償還 | 以下の場合等には、信託期間を繰上げて償還となることがあります。 ・受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合 ・ファンドを償還させることが受益者のため有利であると認めるとき ・やむを得ない事情が発生したとき なお、ファンドが主要投資対象とする外国投資証券が存続しないこととなった場合には繰上償還となります。 |
| | 決算日 | 毎年1月25日(休業日の場合は翌営業日) |
| | 収益分配 | 年1回の決算時に分配金額を決定します。(分配金額の決定にあたっては、信託財産の成長を優先し、原則として分配を抑制する方針とします。) 販売会社との契約によっては、収益分配金の再投資が可能です。 |
| | 信託金の限度額 | 5,000億円 |
| | 公告 | 原則として、電子公告の方法により行い、ホームページ(https://www.am.mufg.jp/)に掲載します。 |
| | 運用報告書 | 毎決算後および償還後に交付運用報告書が作成され、販売会社を通じて知れている受益者に交付されます。 |
| 課税関係 | 課税上は、株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に「NISA(少額投資非課税制度)」の適用対象となります。 ファンドは、NISAの「成長投資枠(特定非課税管理勘定)」の対象です。 販売会社により取扱いが異なる場合があります。くわしくは、販売会社にご確認ください。 配当控除および益金不算入制度の適用はありません。 | |



手続・手数料等

■ファンドの費用・税金



ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

| | | | |
|---|--------|---|---------------------------------|
| 購入時手数料 | 支払先 | 購入時手数料 | 対価として提供する役務の内容 |
| | 販売会社 | 購入価額に対して、 上限3.30%(税抜 3.00%) (販売会社が定めます) | ファンドおよび投資環境の説明・情報提供、購入に関する事務手続等 |
| (購入される販売会社により異なります。くわしくは、販売会社にご確認ください。) | | | |
| 信託財産留保額 | ありません。 | | |

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

| 運用管理費用 (信託報酬) | ファンド | <p>日々の純資産総額に対して、年率1.5895%(税抜 年率1.4450%)をかけた額</p> <p>1万口当たりの信託報酬：保有期間中の平均基準価額 × 信託報酬率 × (保有日数 / 365)</p> <p>※上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。</p> <p>各支払先への配分(税抜)は、次の通りです。</p> <table border="1"> <tr> <th>支払先</th> <th>配分(税抜)</th> <th>対価として提供する役務の内容</th> </tr> <tr> <td>委託会社</td> <td>0.795%</td> <td>ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等</td> </tr> <tr> <td>販売会社</td> <td>0.620%</td> <td>交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理、購入後の情報提供等</td> </tr> <tr> <td>受託会社</td> <td>0.030%</td> <td>ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の発行等</td> </tr> </table> <p>※上記各支払先への配分には、別途消費税等相当額がかかります。</p> <p>●投資対象とする外国投資証券の投資運用会社報酬 ・委託会社が受ける報酬から、当該外国投資証券のファンド組入額の年率0.495%以内が支払われます。</p> | 支払先 | 配分(税抜) | 対価として提供する役務の内容 | 委託会社 | 0.795% | ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等 | 販売会社 | 0.620% | 交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理、購入後の情報提供等 | 受託会社 | 0.030% | ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の発行等 |
|------------------|---|--|---|--------|----------------|------|--------|---|------|--------|-----------------------------------|------|--------|---------------------------------|
| | 支払先 | 配分(税抜) | 対価として提供する役務の内容 | | | | | | | | | | | |
| | 委託会社 | 0.795% | ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等 | | | | | | | | | | | |
| 販売会社 | 0.620% | 交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理、購入後の情報提供等 | | | | | | | | | | | | |
| 受託会社 | 0.030% | ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の発行等 | | | | | | | | | | | | |
| 投資対象とする投資信託証券 | 投資対象ファンドの純資産総額に対して 年率0.055%以内 (管理等にかかる費用) (マネー・マーケット・マザーファンドは除きます。) | | | | | | | | | | | | | |
| 実質的な負担 | <p>ファンドの純資産総額に対して 年率1.6445%程度(税抜 年率1.5000%程度)</p> <p>※ファンドの信託報酬率と、投資対象とする投資信託証券の信託(管理)報酬率を合わせた実質的な信託報酬率です。</p> | | | | | | | | | | | | | |
| その他の費用・手数料 | <p>以下の費用・手数料についてもファンドが負担します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・監査法人に支払われるファンドの監査費用 ・有価証券等の売買時に取引した証券会社等に支払われる手数料 ・投資対象とする投資信託証券における諸費用および税金等 ・有価証券等を海外で保管する場合、海外の保管機関に支払われる費用 ・その他信託事務の処理にかかる諸費用 等 <p>※上記の費用・手数料については、売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。</p> | | | | | | | | | | | | | |

※運用管理費用(信託報酬)および監査費用は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。毎計算期間の6ヵ月終了時、毎決算時または償還時にファンドから支払われます。

※上記の費用(手数料等)については、保有金額または保有期間等により異なるため、あらかじめ合計額等を記載することはできません。なお、ファンドが負担する費用(手数料等)の支払い実績は、交付運用報告書に開示されていますのでご参照ください。



税金

税金は以下の表に記載の時期に適用されます。この表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

| 時期 | 項目 | 税金 |
|---------------|-----------|---|
| 分配時 | 所得税および地方税 | 配当所得として課税 普通分配金に対して20.315% |
| 換金(解約)時および償還時 | 所得税および地方税 | 譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315% |

※上記は2024年7月末現在のものです。

※「NISA(少額投資非課税制度)」をご利用の場合

NISAは、少額上場株式等に関する非課税制度であり、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。くわしくは、販売会社にお問合わせください。

※分配時において、外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等に確認されることをお勧めします。

(参考情報) ファンドの総経費率

直近の運用報告書作成対象期間(以下「当期間」といいます。)(2023年1月26日~2024年1月25日)における当ファンドの総経費率は以下の通りです。

| 総経費率(①+②) | ①運用管理費用の比率 | ②その他費用の比率 |
|-----------|------------|-----------|
| 1.65% | 1.59% | 0.06% |

(比率は年率、表示桁数未満四捨五入)

※当期間の運用・管理にかかった費用の総額(原則として購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を除く。消費税等のかかるものは消費税等を含む。)を当期間の平均受益権口数に平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除しています。

※投資先ファンドの費用は対象期間が異なる場合があります。

※投資先ファンドの費用については、投資先運用会社の判断に基づき、②その他費用に含めています。

※入手し得る情報において含まれていない費用はありません。

詳細につきましては、当期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。

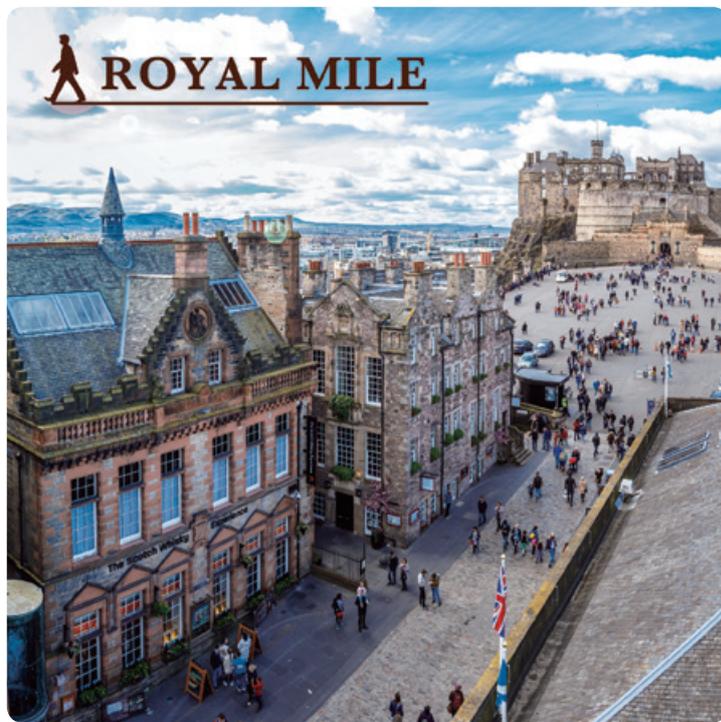


目論見書を読み解くガイド

https://www.am.mufg.jp/basic/first_time/faqpoint/index.html

投資信託説明書 (交付目論見書)

使用開始日 2024.10.25



ベイリー・ギフォード世界長期成長株ファンド (予想分配金提示型)

〈愛称:ロイヤル・マイル〉

追加型投信／内外／株式

※ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

| 商品分類 | | | 属性区分 | | | | |
|---------|--------|-------------------|--------|--------------|------------------|--------------|-------|
| 単位型・追加型 | 投資対象地域 | 投資対象資産 (収益の源泉) | 投資対象資産 | 決算頻度 | 投資対象地域 | 投資形態 | 為替ヘッジ |
| 追加型 | 内外 | 株式 | その他資産 | 年12回 (毎月) | グローバル (日本を含む) | ファンド・オブ・ファンズ | なし |

※属性区分の「投資対象資産」に記載されている「その他資産」とは、投資信託証券(株式 一般)です。
※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。
※商品分類および属性区分の内容については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)でご覧いただけます。

- 本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。
- ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は、委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードできます。
- 本書には、約款の主な内容が含まれていますが、約款の全文は請求目論見書に掲載されています。
- ファンドの商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき事前に受益者の意向を確認します。
- ファンドの財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されています。
- 請求目論見書は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。(請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようお願いいたします。)

この目論見書により行う「ベイリー・ギフォード世界長期成長株ファンド(予想分配金提示型)」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2024年4月24日に関東財務局長に提出しており、2024年4月25日に効力が生じております。

委託会社:三菱UFJアセットマネジメント株式会社

ファンドの運用の指図等を行います。

金融商品取引業者:関東財務局長(金商)第404号

設立年月日:1985年8月1日

資本金:20億円

運用投資信託財産の合計純資産総額

37兆6,593億円
(2024年7月31日現在)

ホームページアドレス

<https://www.am.mufg.jp/>

お客さま専用フリーダイヤル

0120-151034 (受付時間:営業日の9:00~17:00)

受託会社:三菱UFJ信託銀行株式会社

ファンドの財産の保管・管理等を行います。

10年先を見据えた長期投資を、100年以上にわたり続けてきました

—伝統ある「長期投資へのアプローチ」を
スコットランド・エディンバラからお届けします—

企業の長期的な成長を捉えることに主眼を置く長期投資家が数多く存在しますが、
その中の運用会社のひとつである「ベイリー・ギフォード社」を皆さまにご存じでしょうか。

1908年、同社はスコットランド・エディンバラで創業して以来、
100年以上にわたり「長期投資の哲学」に基づき、
グローバル株式投資において運用実績を積み上げるとともに、
各国の年金基金などの機関投資家から資産運用を任されてきました。

—「長期の視点で高い成長が期待される銘柄を辛抱強く保有する」—
そのような信念を持ち続けてきた同社の運用戦略を活用する投資信託を
皆さまにお届けいたします。

2020年12月

三菱UFJアセットマネジメント

ファンドの目的・特色

ファンドの目的

日本を含む世界各国(新興国を含みます。以下同じ。)の株式等を実質的な主要投資対象とし、主として中長期的な値上がり益の獲得をめざします。

ファンドの特色

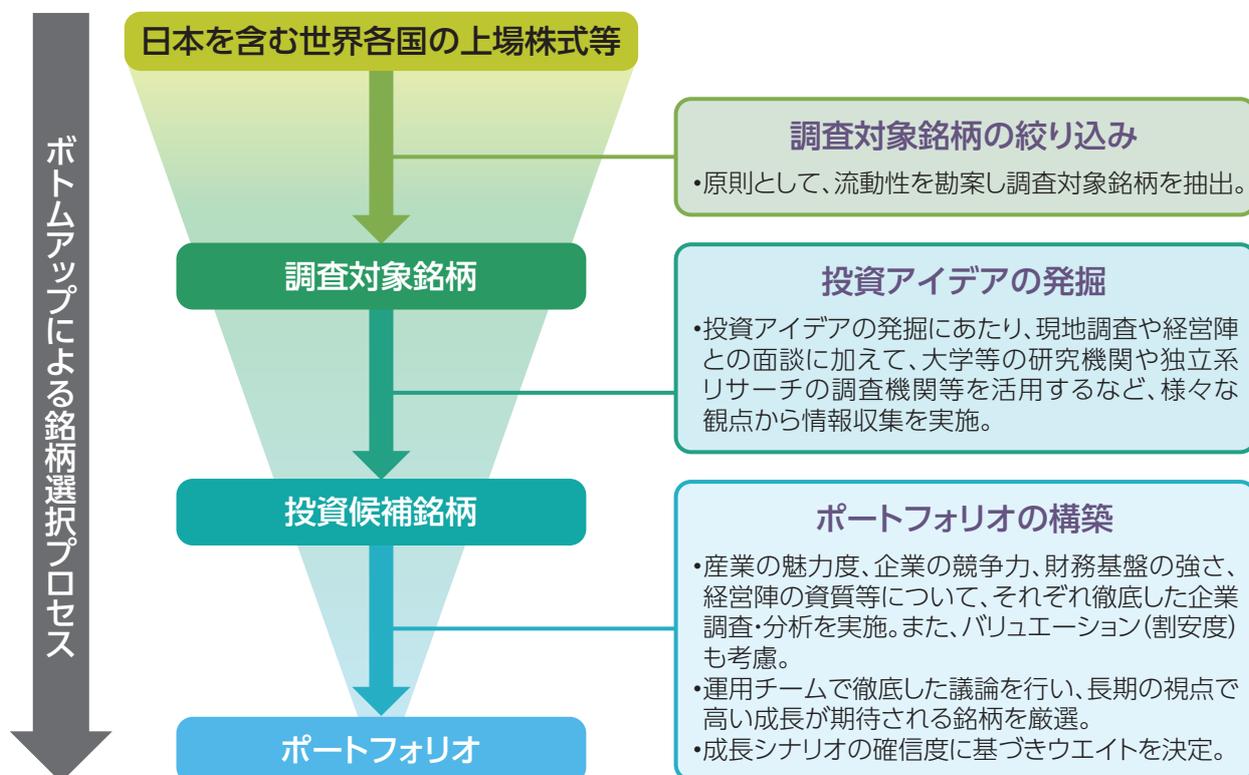
特色

1

長期の視点で成長が期待される世界各国の株式等に投資を行います。

- 外国投資法人であるベイリー・ギフォード・ワールドワイド・ロング・ターム・グローバル・グロース・ファンドの円建外国投資証券への投資を通じて、主として日本を含む世界各国の株式等(DR(預託証券)を含みます。以下同じ。)に投資を行います。また、マネー・マーケット・マザーファンドへの投資も行います。
 - DR(預託証券)とは、ある国の企業の株式を当該国外の市場で流通させるため、現地法に従い発行した代替証券です。株式と同様に金融商品取引所等で取引されます。
- 投資にあたっては、国や地域、業種、時価総額に捉われずに、個別企業に対する独自の調査に基づき、長期の視点で高い成長が期待される企業の株式等に厳選して投資を行います。

外国投資法人の運用プロセス



! 上記は銘柄選定の視点を示したものであり、すべてを網羅するものではありません。また、実際にファンドで投資する銘柄の将来の運用成果等を示唆・保証するものではありません。上記プロセスは、今後変更されることがあります。

👉 委託会社に関する「運用担当者に係る事項」については、委託会社のホームページでご覧いただけます。
(https://www.am.mufg.jp/investment_policy/fm.html)

【出所】ベイリー・ギフォード・オーバーシーズ・リミテッドの情報に基づき三菱UFJアセットマネジメント作成



外国投資法人の運用は、ベイリー・ギフォード・オーバーシーズ・リミテッドが行います。

- ベイリー・ギフォード・オーバーシーズ・リミテッドは、英国の独立系運用会社であるベイリー・ギフォード&カンパニーの100%子会社であり、英国外のお客様に対して資産運用・助言サービスを提供するための会社です。
- ベイリー・ギフォード&カンパニーは1908年に創業の100年以上にわたる株式運用経験を有する資産運用会社です。

Baillie Gifford™



原則として、為替ヘッジは行いません。

- 原則として為替ヘッジを行いませんので、為替相場の変動による影響を受けます。



毎月の決算日(毎月25日(休業日の場合は翌営業日))の前営業日の基準価額に応じた分配を目指します。

- 分配金額は委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。
- 原則として、決算日の前営業日の基準価額に応じ、以下の金額の分配をめざします。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。また、決算日にかけて基準価額が急激に変動し、以下に記載された分配金額が分配対象額を超える場合等には、当該分配金額としないことや分配を行わないことがあります。

| 決算日の前営業日の基準価額 | 分配金額(1万口当たり、税引前) |
|--------------------|------------------|
| 11,000円未満 | 基準価額の水準等を勘案して決定 |
| 11,000円以上12,000円未満 | 200円 |
| 12,000円以上13,000円未満 | 300円 |
| 13,000円以上14,000円未満 | 400円 |
| 14,000円以上 | 500円 |

- ❗ 基準価額が上記の一定の水準に一度でも到達すればその水準に応じた分配を続ける、というものではありません。
- ❗ 分配により基準価額は下落します。そのため、基準価額に影響を与え、次期以降の分配金額は変動する場合があります。また、あらかじめ一定の分配金額を保証するものではありません。
- ❗ 基準価額の値上がりにより、分配金の支払い準備のために用意していた資金を超える分配金テーブルに該当することによって資金が不足する場合等は、テーブル通りの分配ができないことがあります。
- ❗ 上記表に記載された基準価額および分配金額は、予想に基づくものであり、将来の運用の成果を保証または示唆するものではありません。

将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

収益分配金に関する留意事項

- ◆分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



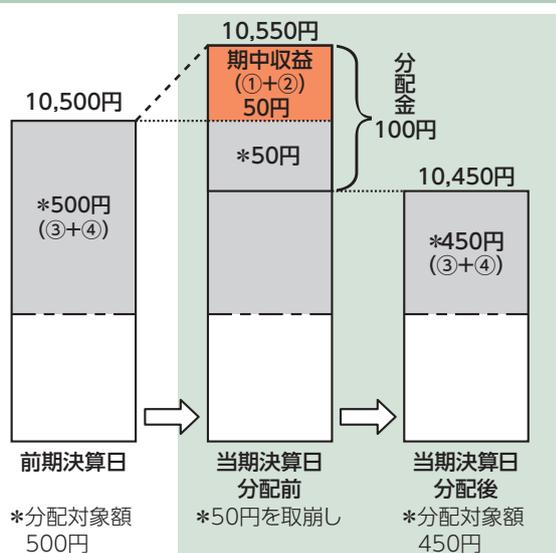
- ◆分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。

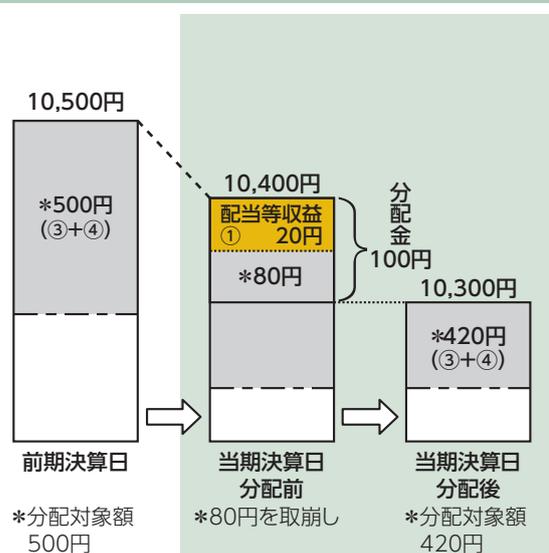
分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前期決算日から基準価額が上昇した場合



前期決算日から基準価額が下落した場合



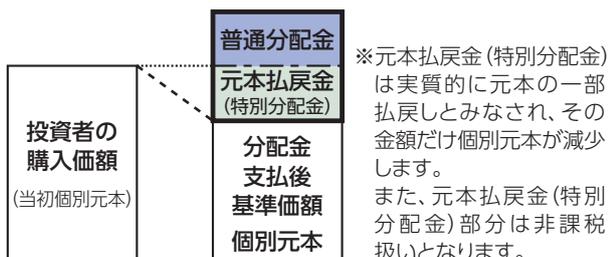
※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

分配準備積立金: 当期の①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益のうち、当期分配金として支払わなかった残りの金額をいいます。信託財産に留保され、次期以降の分配金の支払いに充当できる分配対象額となります。

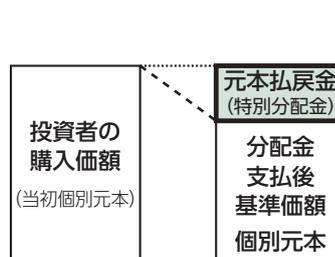
収益調整金: 追加型投資信託で追加設定が行われることによって、既存の受益者への収益分配可能額が薄まらないようにするために設けられた勘定です。

- ◆投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金: 個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

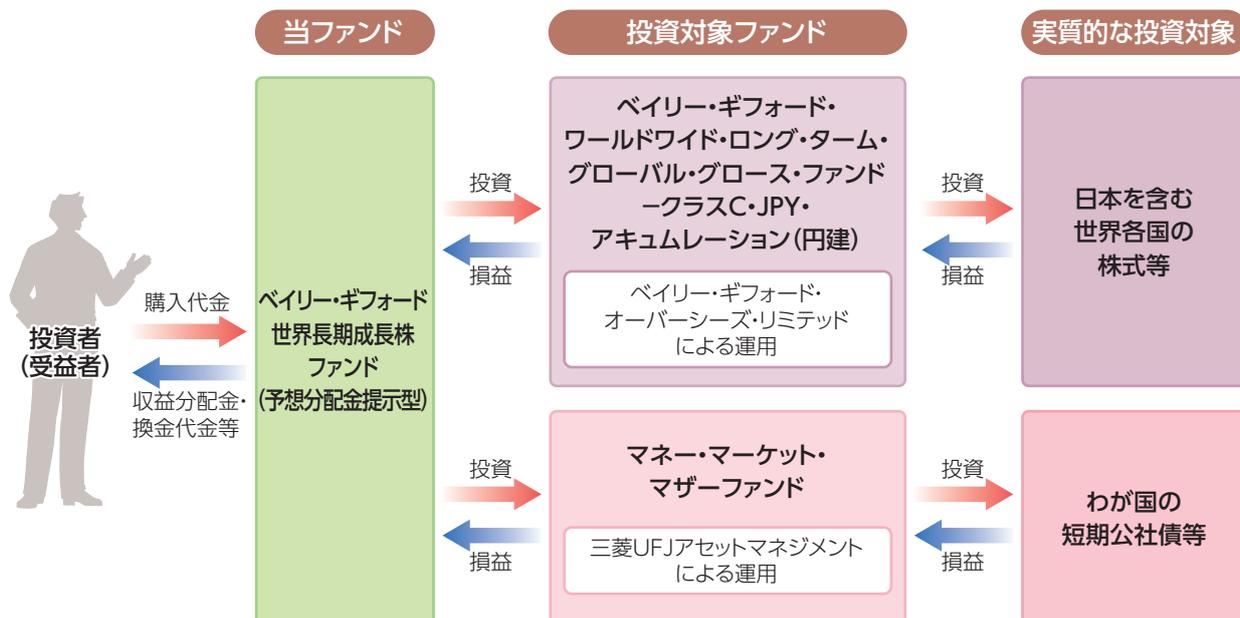
元本払戻金(特別分配金): 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

(注) 普通分配金に対する課税については、後掲「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご参照ください。

■ファンドの仕組み

ファンド・オブ・ファンズ方式により運用を行います。

・ファンド・オブ・ファンズ方式とは、株式や債券などに直接投資するのではなく、複数の他の投資信託証券に投資するしくみです。



■主な投資制限

| | |
|------------|------------------------|
| 株式への投資 | 株式への直接投資は行いません。 |
| 投資信託証券への投資 | 投資信託証券への投資割合に制限を設けません。 |
| 外貨建資産への投資 | 外貨建資産への直接投資は行いません。 |

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

追加的記載事項

■投資対象とする投資信託証券の概要

| ベイリー・ギフォード・ワールドワイド・ロング・ターム・グローバル・グロース・ファンド ークラスC・JPY・アキュムレーション | |
|---|---|
| 形態 | アイルランド籍・外国投資法人 |
| 投資運用会社 | ベイリー・ギフォード・オーバーシーズ・リミテッド |
| 投資態度 | ・日本を含む世界各国(新興国を含みます。)の株式等(DR(預託証券)を含みます。以下同じ。)への投資を通じて、長期的な信託財産の成長をめざします。 |
| 主な投資対象 | 日本を含む世界各国の株式等 |
| 主な投資制限 | ・同一の発行体が発行する株式等への投資比率は、原則として純資産総額の10%以内とします。 ・新興国の株式等への投資額は、合計して純資産総額の50%以内とします。 ・ロシアの金融商品取引所に上場されている株式等へは投資を行いません。また、他国の金融商品取引所に上場されているロシアの株式等についても投資を行いません。 |
| 運用管理費用 (信託報酬) | 純資産総額の年率0.055%以内(管理等にかかる費用) |
| その他の費用・ 手数料 | 税金、法律関係の費用、監査費用、有価証券等の売買に係る手数料、設立費用、保管費用、借入金・立替金の利息等がかかる場合があります。 |
| 購入時手数料 | ありません。 |
| 信託財産留保額 | ありません。 |
| 設定日 | 2019年2月1日 |
| 決算日 | 毎年9月30日 |
| 収益分配方針 | 原則として分配を行わない方針です。 |

❗ 当該投資信託証券には、上記費用のほか、委託会社報酬から投資運用会社に支払われる報酬があります。詳細については、後掲「ファンドの費用」をご参照ください。

マネー・マーケット・マザーファンド

| | |
|------|----------------------------------|
| 投資態度 | わが国の短期公社債等を中心に投資し、利子等収益の確保を図ります。 |
|------|----------------------------------|



投資リスク

■基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。

したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。

ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。

価格変動 リスク

主要投資対象とする投資信託証券への投資を通じて、実質的に組み入れる株式の価格変動の影響を受けます。
株式の価格は、株式市場全体の動向のほか、発行企業の業績や業績に対する市場の見通しなどの影響を受けて変動します。組入株式の価格の下落は、基準価額の下落要因となります。

為替変動 リスク

主要投資対象とする投資信託証券への投資を通じて、実質的に外貨建資産に投資を行います。
実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いませんので、為替変動の影響を受けます。

信用リスク

株式の発行企業の経営、財務状況が悪化したり、市場においてその懸念が高まった場合には、株式の価格が下落すること、配当金が減額あるいは支払いが停止されること、倒産等によりその価値がなくなること等があります。

流動性 リスク

株式を売買しようとする際に、その株式の取引量が十分でない場合や規制等により取引が制限されている場合には、売買が成立しなかったり、十分な数量の売買が出来なかったり、ファンドの売買自体によって市場価格が動き、結果として不利な価格での取引となる場合があります。

カントリー・ リスク

ファンドは、新興国の株式に実質的な投資を行うことがあります。新興国への投資は、投資対象国におけるクーデターや重大な政治体制の変更、資産凍結を含む重大な規制の導入、政府のデフォルト等の発生による影響などを受けることにより、先進国への投資を行う場合に比べて、価格変動・為替変動・信用・流動性の各リスクが大きくなる可能性があります。

上記は主なリスクであり、これらに限定されるものではありません。



投資リスク

■その他の留意点

- ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
- ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付けが中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

■リスクの管理体制

委託会社では、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲内で運用を行うとともに運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行い、ファンド管理委員会およびリスク管理委員会においてそれらの状況の報告を行うほか、必要に応じて改善策を検討しています。また、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策を策定し流動性リスクの評価と管理プロセスの検証などを行います。リスク管理委員会は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

<投資対象ファンド(国内投資信託を除く)の信用リスク管理方法>

投資対象ファンドの管理会社および投資運用会社は、投資対象ファンドにおいて、欧州委員会が制定した指令(UCITS指令)に定めるリスク管理方法に基づき信用リスクを管理します。

■代表的な資産クラスとの騰落率の比較等

下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

● ファンドの年間騰落率および基準価額(分配金再投資)の推移

ファンドの年間騰落率は、2022年1月～2024年7月です。
基準価額(分配金再投資)は、2021年1月末～2024年7月末です。



● ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

(2019年8月末～2024年7月末)

ファンドの年間騰落率は、2022年1月～2024年7月です。



- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものと計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

代表的な資産クラスの指数について

| 資産クラス | 指数名 | 注記等 |
|-------|-------------------------------|--|
| 日本株 | 東証株価指数(TOPIX) (配当込み) | 東証株価指数(TOPIX)(配当込み)とは、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、浮動株ベースの時価総額加重方式により算出される株価指数です。TOPIXの指数値及びTOPIXに係る標準又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」という。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利・ノウハウ及びTOPIXに係る標準又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。 |
| 先進国株 | MSCIコクサイ・インデックス (配当込み) | MSCIコクサイ・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。また、MSCIコクサイ・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。 |
| 新興国株 | MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み) | MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。また、MSCIエマージング・マーケット・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。 |
| 日本国債 | NOMURA-BPI(国債) | NOMURA-BPI(国債)とは、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が発表しているわが国の代表的な国債パフォーマンスインデックスで、NOMURA-BPI(総合)のサブインデックスです。当該指数の知的財産権およびその他一切の権利は同社に帰属します。なお、同社は、当該指数の正確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証するものではなく、当該指数を用いて運用されるファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。 |
| 先進国債 | FTSE世界国債インデックス (除く日本) | FTSE世界国債インデックス(除く日本)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。 |
| 新興国債 | JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド | JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイドとは、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが算出し公表している指数で、現地通貨建てのエマージング債市場の代表的なインデックスです。現地通貨建てのエマージング債のうち、投資規制の有無や、発行規模等を考慮して選ばれた銘柄により構成されています。当該指数の著作権はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。 |

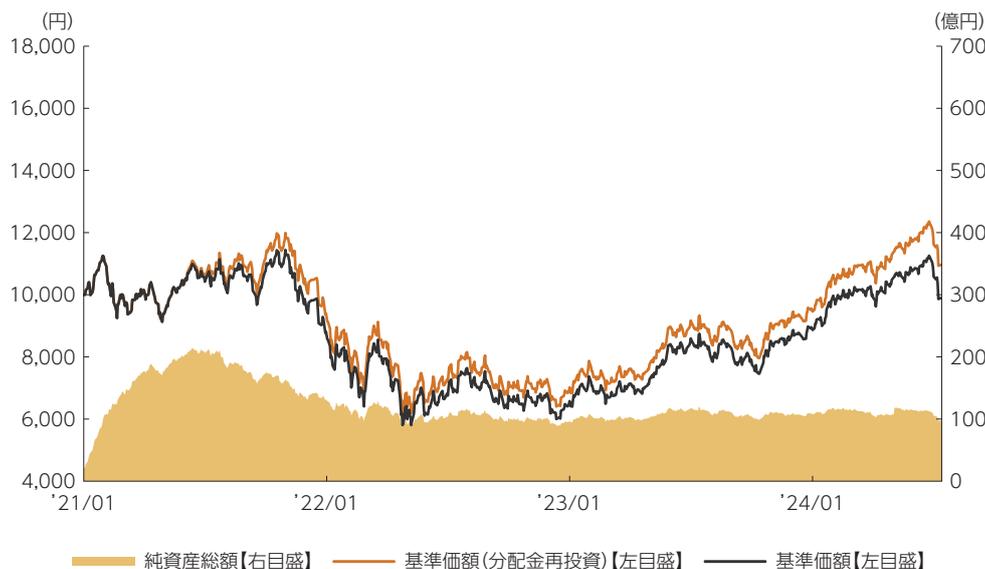
(注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しています。



運用実績

2024年7月31日現在

■基準価額・純資産の推移 2021年1月19日(設定日)～2024年7月31日



- 基準価額、基準価額(分配金再投資)は10,000を起点として表示
- 基準価額、基準価額(分配金再投資)は運用報酬(信託報酬)控除後です。

■基準価額・純資産

| | |
|-------|--------|
| 基準価額 | 9,888円 |
| 純資産総額 | 97.4億円 |

•純資産総額は表示桁未満切捨て

■分配の推移

| | |
|---------|--------|
| 2024年7月 | 100円 |
| 2024年6月 | 100円 |
| 2024年5月 | 100円 |
| 2024年4月 | 0円 |
| 2024年3月 | 100円 |
| 2024年2月 | 0円 |
| 直近1年間累計 | 400円 |
| 設定来累計 | 1,100円 |

•分配金は1万口当たり、税引前

■主要な資産の状況

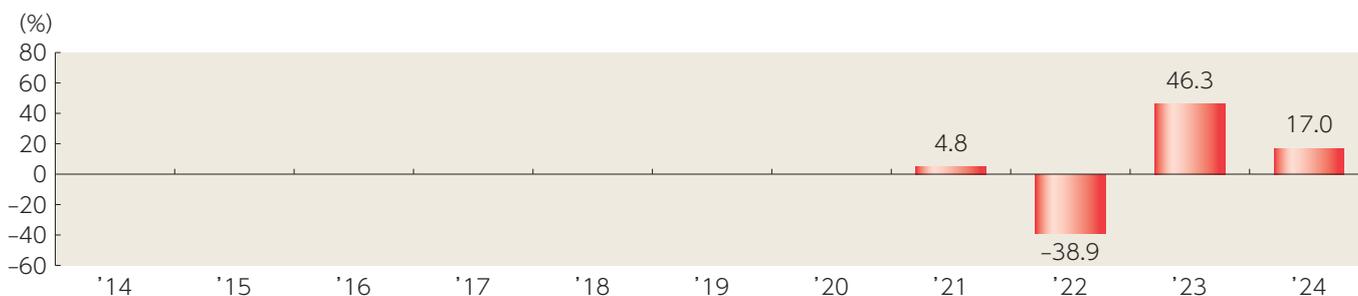
| 資産構成 | 比率 |
|---|--------|
| ペイリー・ギフォード・ワールドワイド・ロング・ターム・グローバル・グロース・ファンド・クラスC・JPY・アキュムレーション | 98.4% |
| マネー・マーケット・マザーファンド | 0.0% |
| コールローン他(負債控除後) | 1.6% |
| 合計 | 100.0% |

- 比率はファンドの純資産総額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)
- コールローン他には未収・未払項目が含まれるため、マイナスとなる場合があります。

| 組入上位銘柄 | 国・地域 | 業種 | 比率 |
|-------------------------------|------|----------------|------|
| 1 NVIDIA CORP | アメリカ | 情報技術 | 7.3% |
| 2 AMAZON.COM INC | アメリカ | 一般消費財・サービス | 7.0% |
| 3 ASML HOLDING NV | オランダ | 情報技術 | 5.0% |
| 4 PDD HOLDINGS INC | 中国 | 一般消費財・サービス | 4.3% |
| 5 INTUITIVE SURGICAL INC | アメリカ | ヘルスケア | 3.9% |
| 6 TRADE DESK INC/THE -CLASS A | アメリカ | コミュニケーション・サービス | 3.5% |
| 7 NETFLIX INC | アメリカ | コミュニケーション・サービス | 3.3% |
| 8 MEITUAN-CLASS B | 中国 | 一般消費財・サービス | 3.1% |
| 9 CLOUDFLARE INC - CLASS A | アメリカ | 情報技術 | 3.1% |
| 10 MODERNA INC | アメリカ | ヘルスケア | 2.9% |

- 比率は実質的な投資を行う投資信託証券の純資産総額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)
- ペイリー・ギフォード・オーバーシーズ・リミテッドの資料に基づき作成しています。
- 外国株式の業種は、GICS(世界産業分類基準)によるもの。Global Industry Classification Standard("GICS")は、MSCI Inc.とS&Pが開発した業種分類です。GICSに関する知的財産所有権はMSCI Inc.およびS&Pに帰属します。

■年間収益率の推移



- 収益率は基準価額(分配金再投資)で計算
- 2021年は設定日から年末までの、2024年は年初から7月31日までの収益率を表示
- ファンドにベンチマークはありません。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。
 運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。



手続・手数料等

■お申込みメモ

| | | |
|--|--|---|
|  購入時 | 購入単位 | 販売会社が定める単位 販売会社にご確認ください。 |
| | 購入価額 | 購入申込受付日の翌々営業日の基準価額 ※基準価額は1万口当たりで表示されます。基準価額は委託会社の照会先でご確認ください。 |
| | 購入代金 | 販売会社が指定する期日までにお支払いください。 |
|  換金時 | 換金単位 | 販売会社が定める単位 販売会社にご確認ください。 |
| | 換金価額 | 換金申込受付日の翌々営業日の基準価額 |
| | 換金代金 | 原則として、換金申込受付日から起算して7営業日目から販売会社においてお支払いします。 |
|  申込について | 申込不可日 | 次のいずれかに該当する日には、購入・換金はできません。 ・ニューヨーク証券取引所の休業日およびその前後の営業日 ・ダブリンの銀行の休業日およびその前営業日 |
| | 申込締切時間 | 原則として、午後3時までに販売会社が受付けたものを当日の申込分とします。 ※ただし、2024年11月5日以降は、以下の通りとなります。 原則として、午後3時30分までに販売会社が受付けたものを当日の申込分とします。 なお、販売会社によっては異なる場合があります。 |
| | 購入の申込期間 | 2024年4月25日から2025年4月25日まで ※申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新される予定です。 |
| | 換金制限 | ファンドの資金管理を円滑に行うため、大口の換金のお申込みに制限を設ける場合があります。 |
| | 購入・換金申込受付の中止及び取消し | 金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情(投資対象証券の取得・換金の制限、投資対象国・地域における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等)による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等)があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止すること、およびすでに受付けた購入・換金のお申込みの受付を取消すことがあります。 また、下記の信託金の限度額に達しない場合でも、ファンドの運用規模・運用効率等を勘案し、市況動向や資金流入の動向等に応じて、購入のお申込みの受付を中止することがあります。 |
|  その他 | 信託期間 | 2039年1月25日まで(2021年1月19日設定) |
| | 繰上償還 | 以下の場合等には、信託期間を繰上げて償還となることがあります。 ・受益権の口数が10億口を下回るようになった場合 ・ファンドを償還させることが受益者のため有利であると認めるとき ・やむを得ない事情が発生したとき なお、ファンドが主要投資対象とする外国投資証券が存続しないこととなった場合には繰上償還となります。 |
| | 決算日 | 毎月25日(休業日の場合は翌営業日) |
| | 収益分配 | 毎月の決算時に分配を行います。 販売会社との契約によっては、収益分配金の再投資が可能です。 |
| | 信託金の限度額 | 5,000億円 |
| | 公告 | 原則として、電子公告の方法により行い、ホームページ(https://www.am.mufg.jp/)に掲載します。 |
| | 運用報告書 | 6ヵ月毎(1・7月の決算後)および償還後に交付運用報告書が作成され、販売会社を通じて知れている受益者に交付されます。 |
| 課税関係 | 課税上は、株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に「NISA(少額投資非課税制度)」の適用対象となります。 ファンドは、NISAの対象ではありません。 配当控除および益金不算入制度の適用はありません。 | |



手続・手数料等

■ファンドの費用・税金



ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

| | | | |
|---|--------|---|---------------------------------|
| 購入時手数料 | 支払先 | 購入時手数料 | 対価として提供する役務の内容 |
| | 販売会社 | 購入価額に対して、 上限3.30%(税抜 3.00%) (販売会社が定めます) | ファンドおよび投資環境の説明・情報提供、購入に関する事務手続等 |
| (購入される販売会社により異なります。くわしくは、販売会社にご確認ください。) | | | |
| 信託財産留保額 | ありません。 | | |

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

| | | | | |
|------------------|---|--|-----------------------------------|---|
| 運用管理費用 (信託報酬) | ファンド | 日々の純資産総額に対して、 年率1.5895%(税抜 年率1.4450%) をかけた額 1万口当たりの信託報酬：保有期間中の平均基準価額 × 信託報酬率 × (保有日数 / 365) ※上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。 各支払先への配分(税抜)は、次の通りです。 | | |
| | | 支払先 | 配分(税抜) | 対価として提供する役務の内容 |
| | | 委託会社 | 0.795% | ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等 |
| | 販売会社 | 0.620% | 交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理、購入後の情報提供等 | |
| | 受託会社 | 0.030% | ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等 | |
| | | ※上記各支払先への配分には、別途消費税等相当額がかかります。 | | |
| | | ●投資対象とする外国投資証券の投資運用会社報酬 ・委託会社が受ける報酬から、当該外国投資証券のファンド組入額の年率0.495%以内が支払われます。 | | |
| | 投資対象とする投資信託証券 | 投資対象ファンドの純資産総額に対して 年率0.055%以内 (管理等にかかる費用) (マネー・マーケット・マザーファンドは除きます。) | | |
| | 実質的な負担 | ファンドの純資産総額に対して 年率1.6445%程度(税抜 年率1.5000%程度) ※ファンドの信託報酬率と、投資対象とする投資信託証券の信託(管理)報酬率を合わせた実質的な信託報酬率です。 | | |
| その他の費用・手数料 | 以下の費用・手数料についてもファンドが負担します。 ・監査法人に支払われるファンドの監査費用 ・有価証券等の売買時に取引した証券会社等に支払われる手数料 ・投資対象とする投資信託証券における諸費用および税金等 ・有価証券等を海外で保管する場合、海外の保管機関に支払われる費用 ・その他信託事務の処理にかかる諸費用 等 ※上記の費用・手数料については、売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。 | | | |

※運用管理費用(信託報酬)および監査費用は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。毎決算時または償還時にファンドから支払われます。

※上記の費用(手数料等)については、保有金額または保有期間等により異なるため、あらかじめ合計額等を記載することはできません。なお、ファンドが負担する費用(手数料等)の支払い実績は、交付運用報告書に開示されていますのでご参照ください。



税金

税金は以下の表に記載の時期に適用されます。この表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

| 時期 | 項目 | 税金 |
|---------------|-----------|---|
| 分配時 | 所得税および地方税 | 配当所得として課税 普通分配金に対して20.315% |
| 換金(解約)時および償還時 | 所得税および地方税 | 譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315% |

※上記は2024年7月末現在のものです。

※分配時において、外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等に確認されることをお勧めします。

(参考情報) ファンドの総経費率

直近の運用報告書作成対象期間(以下「当期間」といいます。)(2024年1月26日~2024年7月25日)における当ファンドの総経費率は以下の通りです。

| 総経費率(①+②) | ①運用管理費用の比率 | ②その他費用の比率 |
|-----------|------------|-----------|
| 1.65% | 1.59% | 0.06% |

(比率は年率、表示桁数未満四捨五入)

※当期間の運用・管理にかかった費用の総額(原則として購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を除く。消費税等のかかるものは消費税等を含む。)を当期間の平均受益権口数に平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除しています。

※投資先ファンドの費用は対象期間が異なる場合があります。

※投資先ファンドの費用については、投資先運用会社の判断に基づき、②その他費用に含めています。

※入手し得る情報において含まれていない費用はありません。

詳細につきましては、当期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。



目論見書を読み解くガイド

https://www.am.mufg.jp/basic/first_time/faqpoint/index.html



目論見書を読み解くガイド

https://www.am.mufg.jp/basic/first_time/faqpoint/index.html

MEMO

(当ページは目論見書の内容ではありません。)

MEMO

(当ページは目論見書の内容ではありません。)

このページの下記情報は、株式会社三井住友銀行からのお知らせです。
(このページの以下の記載は目論見書としての情報ではございません)

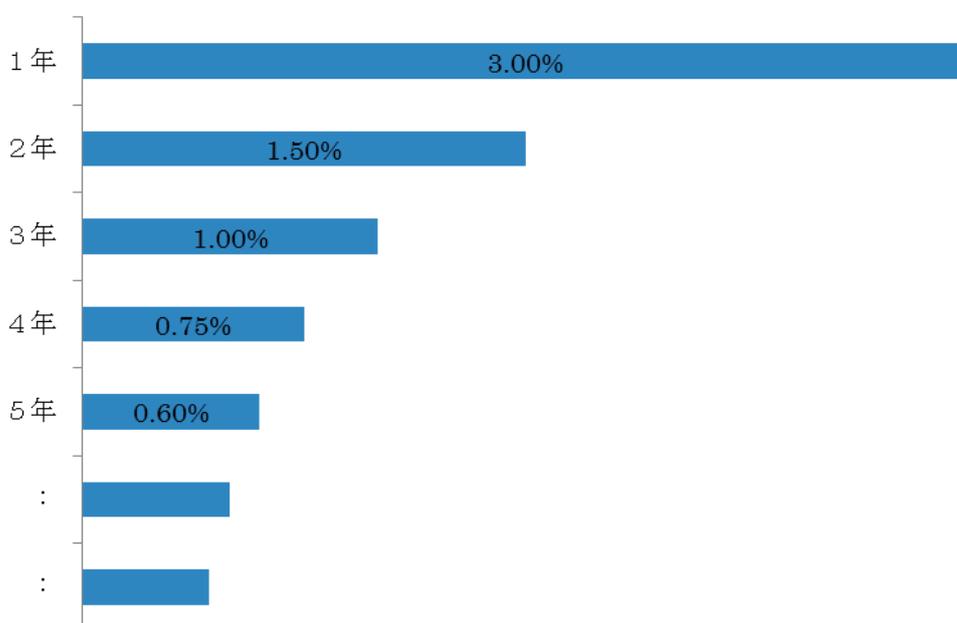
購入時手数料に関するご説明

■投資信託の購入時手数料は、保有期間が長期に及ぶほど、1年あたりのご負担率はしだいに減っていきます。

例えば、購入時手数料が3%(税抜)の場合

【保有期間】

【1年あたりのご負担率(税抜)】



※投資信託によっては、購入時手数料を頂戴せず、ご解約時に保有期間に応じた解約手数料をお支払いいただく場合があります。その場合も、保有期間が長期に及ぶほど1年あたりのご負担率はしだいに減っていきます。

※上記の図の手数料率や保有期間は例示です。

実際の手数料率や残存期間等の詳細は目論見書又は販売用資料(リーフレット)等でご確認ください。

投資信託をご購入いただいた場合には、上記の購入時手数料のほか、信託報酬等をご負担いただきます。

また、投資信託の種類に応じて、信託財産留保額等をご負担いただく場合があります。

このページの下記情報は、株式会社三井住友銀行からのお知らせです。

(このページの以下の記載は目論見書としての情報ではございません)

目論見書補完書面（投資信託）

投資信託をご購入の際は、この書面と目論見書の内容をよくお読みください。

■投資信託（ファンド）のお取引にあたり特に重要な事項

- 本ファンドは預金と異なり、元本が保証されているものではありません。
- 本ファンドにおける運用会社（委託者等）が行う運用等により生じた損益は、すべてご購入された投資家（受益者）に帰属します。投資家（受益者）は、収益分配金、償還金、換金（解約）に対する請求権を有します。
- ファンドは、主に有価証券等（株式や債券等）を投資対象としています。ファンドの基準価額（純資産総額）は、組み入れる有価証券等を日々時価評価して算出されますので、基準価額の下落により投資元本を割り込むおそれがあります。

■書面による解除（クーリング・オフ）

本ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

■本ファンドに係る契約および販売会社の概要

- ファンドの信託期間は、信託約款で定められています。信託期間は、委託者等の所定の手続により延長、または短縮される場合があります。
- 当行は、本ファンドの販売会社として、募集の取扱および販売等に関する事務を行います。

| | |
|-------------------------|--|
| 商号等 | 株式会社三井住友銀行（登録金融機関）関東財務局長（登金）第54号 |
| 本店所在地 | 〒100-0005 東京都千代田区丸の内一丁目1番2号 |
| 設立年月日 | 平成8年6月6日 |
| 加入協会 | 日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会 一般社団法人第二種金融商品取引業協会 |
| 当行の苦情処理措置及び紛争解決措置 | 一般社団法人全国銀行協会または特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センターを利用 一般社団法人全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772 特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター 連絡先 電話番号 0120-64-5005 |
| 対象事業者となっている認定投資者保護団体の有無 | 無 |
| 主な事業 | 銀行業務・登録金融機関業務 |
| 当行が行う登録金融機関業務の内容及び方法の概要 | ・国債証券等のディーリング業務、投資信託受益証券等の窓口販売業務 ・短期有価証券及び短期社債等、資産金融型有価証券の売買等 ・私募の取扱い業務、金融商品仲介業務 ・店頭デリバティブ取引 |
| 連絡先 | 三井住友銀行コールセンターまたはお取引のある支店までご連絡ください。 三井住友銀行コールセンター 0120-431-952 |

※より詳細な当行の概要は、店頭またはインターネット（www.smbc.co.jp）に備えるディスクロージャー（開示資料）をご覧ください。

■「ベイリー・ギフォード世界長期成長株ファンド」の三井住友銀行でのお取引条件について

○購入時手数料(消費税込)は、購入代金《購入金額(購入価額〔1口当たり〕×購入口数)に購入時手数料(消費税込)を加算した額》に応じて、以下の手数料率を購入金額に乗じて得た額となります。

| | 購入代金 | 手数料率 |
|-----------|-------------|-------------------|
| 購入時手数料 | 1億円未満 | 3.300% (税抜 3.00%) |
| | 1億円以上5億円未満 | 1.650% (税抜 1.50%) |
| | 5億円以上10億円未満 | 0.825% (税抜 0.75%) |
| | 10億円以上 | 0.550% (税抜 0.50%) |
| スイッチング手数料 | 一律 | かかりません |

※「分配金自動再投資型」において、収益分配金の再投資により取得する口数については、購入時手数料はかかりません。
※別に定める場合はこの限りではありません。

○購入単位（購入代金の単位）は以下の通りとなります。

| | | | |
|---------|-----------|-----------|------------|
| 当初購入の場合 | 1万円以上1円単位 | 投信自動積立の場合 | 1万円以上1千円単位 |
| 追加購入の場合 | 1万円以上1円単位 | スイッチングの場合 | 1円以上1円単位 |

※当ファンドの保有残高がある場合または「投信自動積立」をすでに申込の場合を「追加購入」といいます。

(この目論見書補完書面は2024年7月1日時点の情報に基づいて作成しております)

一定の投資性金融商品の販売に係る

重要情報シート（個別商品編） 投資信託

2024年10月

1 商品の内容 当行は、組成会社等の商品を販売会社として、お客さまに商品の勧誘を行っています

| | |
|---------------------------|--|
| 金融商品の名称・種類 | ベイリー・ギフォード世界長期成長株ファンド〈愛称：ロイヤル・マイル〉 ベイリー・ギフォード世界長期成長株ファンド（予想分配金提示型） 〈愛称：ロイヤル・マイル〉 |
| 組成会社（運用会社） | 三菱UFJアセットマネジメント株式会社 |
| 販売会社 | 株式会社 三井住友銀行 |
| 金融商品の目的・機能 | 日本を含む世界各国（新興国を含みます。）の株式等を実質的な主要投資対象とし、主として中長期的な値上がり益の獲得をめざします。 |
| 商品組成に携わる事業者が想定する購入層 | 【ベイリー・ギフォード世界長期成長株ファンド】本商品は、中長期の資産形成を目的とし、元本割れのリスクを許容する方のうち、分配金の受け取りを抑制し、信託財産の成長を優先させたい方を想定しております。 【ベイリー・ギフォード世界長期成長株ファンド（予想分配金提示型）】本商品は、中長期の資産形成を目的とし、元本割れのリスクを許容する方のうち、基準価額水準に応じて支払われる分配金を、毎月、受け取りたい方を想定しています。分配金は、投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。 |
| 毎月決算型投資信託をご検討のお客さまへのご留意事項 | <ul style="list-style-type: none">・国内投資信託の分配金には、運用により得られた利益から支払われる普通分配金と、投資元本の一部から払戻される元本払戻金（特別分配金）の2種類があります。普通分配金は支払われるたびに税金が発生します。・分配金が支払われるたびに運用資産が減少します。また、一般的に毎月決算型の投資信託は、分配金の支払い頻度が少ない投資信託と比べて、複利効果が小さくなり、運用が非効率となります。・中長期的な資産形成を希望される場合や、分配金で資産を取り崩すニーズがない場合は、分配金の支払い頻度がより少ない投資信託を選択することで、複利効果を伴う中長期的な資産形成がより期待できます。・分配金の支払い有無や金額は保証されておらず、将来大きく変更される可能性があります。 |
| パッケージ化の有無 | この商品は、複数のファンドを組み入れるファンド・オブ・ファンズ(FOFs)です。投資先のファンドはFOFs専用の商品となっていますので、個別に購入することはできません。 |
| クーリング・オフの有無 | 金融商品取引法第37条6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。 |

次のようなご質問があれば、お問い合わせください

- ・この商品が、私の知識、経験、財産状況、ライフプラン、投資目的に照らして、ふさわしいと考える理由について説明してください。
- ・この商品を購入した場合、どのようなアフターフォローサービスを受けることができますか。
- ・この商品が複数の商品を組み合わせたものである場合、個々の商品購入と比べて、どのようなメリット・デメリットがありますか。

2 リスクと運用実績 本商品は、元本が保証されず、損失が生じるリスクがあります

| | | |
|--------------------|--|---------------------------------|
| 損失が生じる リスクの内容 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 価格変動リスク：運用資産の市場価格の変動による影響を受けます。 ■ 為替変動リスク：為替相場の変動による影響を受けます。 ■ 信用リスク：投資先や取引先などの破綻や債務不履行による影響を受けます。 ■ 流動性リスク：市場の流動性が低く、想定より不利な価格での取引や取引自体が行えなくなることによる影響を受けます。 ■ カントリー・リスク：投資国・地域固有の政情、経済、自然災害などの事情で市場が想定以上に大きく変動することによる影響を受けます。 | |
| 〈参考〉 過去1年間の収益率* | ベイリー・ギフォード世界長期成長株ファンド | 24.0% |
| | ベイリー・ギフォード世界長期成長株ファンド (予想分配金提示型) | 23.9% |
| 〈参考〉 過去5年間の収益率* | ベイリー・ギフォード世界長期成長株ファンド | 当ファンドは直近5年間の騰落率がないため、表示しておりません。 |
| | ベイリー・ギフォード世界長期成長株ファンド (予想分配金提示型) | 当ファンドは直近5年間の騰落率がないため、表示しておりません。 |

* 2024年7月末現在

※ 損失リスクの内容の詳細は、契約締結前交付書面【交付目論見書】の「投資リスク」、運用実績は「運用実績」箇所に記載しています。

以下のようなご質問があれば、お問い合わせください

- この商品のリスクについて、私が理解できるように説明してください。
- この商品に類似する商品はありますか。あれば、その商品について説明してください。

3 費用 本商品の購入または保有には、費用が発生します

| | | | |
|---------------------|--|------------------|--------------------------------------|
| 販売手数料など | お申込価額に、お申込口数、手数料率を乗じて得た額です。 手数料率はお申込代金に応じて下記のように変わります。 | | ※ スイッチングは無手数料です。別に定める場合はこの限りではありません。 |
| | お申込代金 | 手数料率 | |
| | 1 億円未満 | 3.300% (税抜3.00%) | |
| | 1 億円以上5 億円未満 | 1.650% (税抜1.50%) | |
| | 5 億円以上1 0 億円未満 | 0.825% (税抜0.75%) | |
| | 1 0 億円以上 | 0.550% (税抜0.50%) | |
| 継続的に支払う費用 (信託報酬など) | 年率1.6445%程度 (税抜 年率1.5000%程度) (投資先のファンドの報酬率も合わせた実質的な信託報酬率) | | |
| | その他の費用・手数料等がファンドから支払われますが、事前に料率・上限等を表示できません。 | | |
| 運用成果に応じた費用 (成功報酬など) | ありません。 | | |
| 信託財産留保額など | ありません。 | | |

※ 上記以外に生ずる費用を含めて、詳細は契約締結前交付書面【交付目論見書】の「手続・手数料等」箇所に記載しています。

以下のようなご質問があれば、お問い合わせください

- 私がこの商品に〇〇 (通貨単位) を投資したら、手数料がいくらになるか説明してください。

4 換金・解約の条件

本商品を換金・解約する場合、一定の不利益を被ることがあります

- 【ロイヤル・マイル】この商品の償還期限はありません。ただし、期限更新や繰上償還の場合があります。
【ロイヤル・マイル（予想分配金提示型）】この商品の償還期限は2039年1月25日です。ただし、期限更新や繰上償還の場合があります。
- この商品は解約手数料はありません。
- 大口の換金、取引所等における取引停止等の場合には、換金ができないことがあります。

※ 詳細は契約締結前交付書面【交付目論見書】の「手続・手数料等」箇所に記載しています。

以下のようなご質問があれば、お問い合わせください

- この商品を解約するときに、具体的にどのような制限や不利益があるのかについて説明してください。

5 当行の利益とお客さまの利益が反する可能性

- 当行がお客さまにこの商品を販売した場合、当行は、お客さまが支払う信託報酬のうち、組成会社等から年率0.682%（税抜 年率0.620%）の手料をいただきます。これは各種書類の送付、口座管理、情報提供等の対価です。
- 当行は、この商品の組成会社等との間で資本関係等の特別な関係はありません。
- 当行の営業員に対する業績評価上、この商品の販売が他の商品の販売より高く評価されるような場合はありません。

※ 利益相反の内容とその対応方針については、当行ホームページ「SMBC 利益相反管理方針の概要」をご参照ください。
<https://www.smbc.co.jp/riekisouhan/>



以下のようなご質問があれば、お問い合わせください

- 私の利益より銀行の利益を優先する可能性がある場合、あなたの会社では、どのような対策をとっていますか。

6 租税の概要

NISA（成長投資枠）、NISA（つみたて投資枠）、iDeCoの対象か否かもご確認ください

| 時期 | 分配時 | 換金・解約、償還時 |
|----|-------------------------------|---|
| 項目 | 所得税および地方税 | 所得税および地方税 |
| 税金 | 配当所得として課税 普通分配金に対して20.315% | 譲渡所得として課税 換金（解約）時および償還時の 差益（譲渡益）に対して20.315% |

- 税金は左の表に記載の時期に適用されます。個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。
- ※ 外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が左記と異なる場合があります。
- ※ 税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。
- ※ 法人の場合は左記とは異なります。
- ※ 詳細は契約締結前交付書面【交付目論見書】の「手続・手数料等」箇所に記載しています。

●ベイリー・ギフォード世界長期成長株ファンド

| NISA* | | iDeCo |
|-------|---------|-------|
| 成長投資枠 | つみたて投資枠 | |
| ○ | × | × |

●ベイリー・ギフォード世界長期成長株ファンド (予想分配金提示型)

| NISA* | | iDeCo |
|-------|---------|-------|
| 成長投資枠 | つみたて投資枠 | |
| × | × | × |

* 2024年1月1日以降、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。税法上の要件を満

たした公募株式投資信託等を購入した場合に限り、非課税の適用を受けることができます。

(上記は、2024年10月25日現在のものです。)

投資信託をご購入の際は、最新の「投資信託説明書（交付目論見書）」および一体となっている「目論見書補完書面」を必ずご覧ください